

令和元年6月13日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H05699

研究課題名(和文)人間の安全保障から考える難民保護と帰還の課題：世界に拡散したルワンダ難民の事例

研究課題名(英文) Refugees' Protection and Repatriation from the Perspective of Human Security-Case study of Rwandan refugees worldwide

研究代表者

米川 正子 (YONEKAWA, Masako)

立教大学・21世紀社会デザイン研究科・特定課題研究員

研究者番号：80626474

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はルワンダ難民の事例を通して、本国帰還が時折、難民や帰還した元難民を支配・弱体化するという政治的な意図で実施されていることが明らかになった。帰還者の中に国外に2度目以上の再避難を強いられた人も多く、最悪の場合、帰還が失踪や死に至るケースもある。帰還の促進と難民地位の終了という国連と政府の政策が難民の恐怖心を高め、難民は国籍を偽装してまで「自身で保護」している実態は十分に認識されていない。これまで自発的帰還は望ましい難民の解決策と言われてきたが、難民出身国における人権状況と出身国政府が帰還を促進(強制)したい意図を含めて、批判的な再検討を要する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

帰還の政治性と出身国政府の帰還の意図に関する研究は世界でもおそらく皆無であり、また難民地位の終了条項の適用(難民地位の剥奪)が難民に相当な精神的ダメージを与えることも一般的に知られていない。そのため、難民政策の再検討を含めて、世界の研究者、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) /実務家、政策関係者らに対する学術的・社会的意義は大いにあり得ると思われる。

研究成果の概要(英文)：Using the case study of Rwandan refugees, this study was able to demonstrate that repatriation to home country can often be implemented with political intent, which is to control and destabilize refugees and returnees (former refugees). Some returnees were forced to leave the country for the second or third time, and in worst cases, repatriation has led to disappearance or death. It is not well acknowledged that the UN and governments' policy to promote return and cease refugee status has heightened refugees' fear, and refugees have protected themselves by disguising their nationality. Although voluntary repatriation was accepted in principle as the preferred solution, this requires critical re-examination including human rights situation in the home countries and the government of home countries' intention to (forcefully) repatriate refugees.

研究分野：国際関係

キーワード：難民 帰還 保護 人権 ルワンダ 人間の安全保障 国連 土地政策

1. 研究開始当初の背景

2015 年以降、国際社会で再び難民問題が注目されている。一般に「紛争の犠牲者」という固定的なイメージが強い難民は、さまざまな恐怖の中で生きており、「人間の安全保障」ならぬ、完全なる「人間の不安全保障」の状態に陥っていることもある。その上、難民は紛争の要因でもある憤懣にも満ちており、「紛争の加害者」にもなり得る。悪いことに、難民の意思を無視した非自発的な本国帰還や庇護国での不徹底な難民保護が、さらに難民受け入れ地域や難民出身国における不安定化や紛争を引き起す要因となる。

本研究では、1990 年代に武力侵入、内戦と虐殺を生じたルワンダ難民の状況を参照しつつ、帰還と保護の問題に直面してきた同難民の政策を分析する。そして様々な理由で不可視化した「人間(難民)の不安全保障」と、難民の保護・帰還と紛争・平和構築の関係性を、ルワンダ元難民・研究者らと共に明らかにする。恐怖と憤懣を抱く現在のルワンダ難民の状況、帰還等の恒久的解決の研究はほぼ皆無であるため、研究成果は政策決定者に影響を与えることを期待する。

2. 研究の目的

研究代表者は 1990 年代以降、UNHCR 職員としてルワンダと周辺国で、ルワンダ難民と帰還民の保護に携わった。ルワンダ政府と国連は、ルワンダが虐殺後、安全で平和であるため、難民に本国帰還を 20 年間、促進してきた一方で、大勢の難民は帰還を拒否し続けた。それに疑問を抱いた研究代表者が予備調査を行ったところ、ルワンダ難民が亡命先によって、本国・受け入れ政府と UNHCR という三者による「人間の不安全保障」の構造に取り囲まれていること、そして難民がルワンダへの帰還に恐怖心を有していることを判明した。

UNHCR とルワンダ政府はルワンダ難民に帰還を促進し、同難民地位の認定を終了したが、難民化の根本的原因が解決されないまま難民が本国に帰還しても、再び難民が発生し、地域の不安定化と紛争の再燃になりかねない。難民の「人間の不安全保障」が不可視化されている場合、国際社会はどのように難民一人ひとりの安全保障を高め、難民保護を強化できるのか。本来相互関係にあると言われる国家の安全保障と人間の安全保障のそれぞれの利害が対立する場合、国家と難民個々のどちらに依るべきか。そして、人間の安全保障の主体である国際機関 (UNHCR) がその役割を果たさず、逆に難民の意思に反して帰還を強制した場合、どう対処し、紛争予防につなげるべきか。過去の残虐行為が繰り返されないためにも、1994 年の虐殺以降、逃亡している現在のルワンダ難民の状況を研究しながら、難民と(人間の)安全保障と紛争の関係性、早すぎた強制帰還と紛争の再燃と平和構築の関係性、難民地位終了条項と帰還を検証した。

3. 研究の方法

本研究は、難民法、国際人権法、人類学、国際関係論などをディシプリンとする研究者が集い、主に難民保護と帰還という研究フレームを用いた。現在のルワンダ難民に関する先行研究が不足しているため、同難民が多く在住するアフリカ(ウガンダ、ザンビア、コンゴ共和国、タンザニア、マラウィ、スワジランドー現エスワティニ)、ヨーロッパ(イギリス、ベルギー、フランス)と北アメリカ(アメリカ、カナダ)で、聞き取り調査を実施した。聞き取り調査の対象者は、ルワンダ難民計 90 名(その内の 10 名に、2 回以上聞き取りを実施)、その他(研究者、ジャーナリスト、弁護士、UNHCR 職員、コンゴ難民、アンゴラ難民)78 名である。聞き取り調査の結果を毎年春秋に開催された国内の共同研究会で共有しながら、調査の内容などを少しずつ変更した。

4. 研究成果

主な成果は四点ある。

第一に、難民の恒久的解決策の内で自発的帰還は望ましい解決策と言われているが、それは政府と UNHCR の認識であり、当事者の難民にとって必ずしもそうではないことが明らかになった点である。UNHCR と難民受入国政府は難民出身国政府の人権状況や帰還民の生活状況を十分に検証せずに、ルワンダ難民の帰還を 25 年間、促進してきたが、帰還者の中に土地所有権が回復できなかったり、生命の権利を含む基本的な人権が保障されないため国外への再避難を強いられたり、最悪の場合、難民が失踪や死に至るケースもあった。同政府は難民の帰還を執拗に促進(あるいは強制)してきた主な理由は、難民と帰還民を支配するためと言われている。難民出身国政府の意図を含む帰還の政治性と帰還の意義について再検討を要する。

第二に、政府と UNHCR が難民帰還を進めるうえで、当事者の難民の視点が欠如している点である。本来、自発的帰還とは難民の意思を尊重することであるが、それを無視して、UNHCR と政府は帰還を押し付けてきた。多くのルワンダ人が難民化した理由と彼らが母国に帰還したくない理由が十分に知られていないだけでなく、誤解を招いている。その上、政府と UNHCR、そして難民が認識している本国の「安全度」には大差があり、何をもちて本国が安全で、かつ尊厳をもちて帰還できるのかという具体的な基準を再検討せねばならない。

第三に、自発的帰還の促進(時には、実質上の強制帰還)、終了条項の適用(帰還の義務化の可能性を意味する)といった難民政策が、難民の恐怖心と精神的な不安を高めている点だ。UNHCR のハンドブックなどには、帰還民には言及しているものの、難民の精神的な不安定性には触れていない。難民はそもそも迫害を受ける恐れがあるために国外に避難するが、国外でも出身国政府から迫害を受け続け、最悪の場合、暗殺される実態について十分に認識されていないようだ。帰還における法的安全、身体的安全と物理的安全の重要性は認識されているが、難民の精神的な安全性に関する研究が十分ではなく、その強化が必要である。

第四に、難民保護に関して、難民は、難民保護の任務を有する UNHCR ではなく、庇護国における教会、神父や現地の人権団体、そしてコンゴの場合、反政府勢力に保護を求めている点である。それは、UNHCR が難民を保護せずに帰還を奨励しているため、難民は UNHCR にも国際人権団体にも不信感を抱いているからだ。また、特にツツのルワンダ難民は「1994 年の虐殺の加害者」というレッテルが間違っただけで貼られているため、コンゴ難民やブルンジ難民に偽装することにより、自身を保護している(self protection)難民もいる。このような難民保護の実情について、さらなる研究を要する。

これらの学術成果は、下記の図書や雑誌論文以外にも、本科研の代表者、分担者、協力者と元難民の共著本 *Repatriation, Insecurity, and Peace: Case Study of Rwandan Refugees*(2020 年に Springer から出版予定)でも発表される。

学術研究において当初予期しなかった点は 3 点ある。まず、難民の聞き取りを通して、ルワンダ政府がプロパガンダ工作まで行いながら難民の帰還を促進(強制)してきた帰還の政治性である。このような研究はおそらく世界でも皆無である。ルワンダ政府の帰還に関する行為と意図を理解するために、その研究に時間をかけた結果、研究開始当初予定にしていた難民保護や人間の安全保障などの研究が多少おろそかになった。次に、様々な理由から不信感が強いルワンダ難民の聞き取り調査が大変難しく、信頼された紹介者なしに本音を聞き出すことはほぼ不可能である点だ。海外協力者の二人がルワンダ難民の保護を求めるアドボカシーや執筆活動を通じて、既に難民と信頼関係を築いたおかげで、代表者と分担者の調査が実現できた。最後に、比較的中立的で、かつ外部者の日本の研究者だからこそ、ルワンダ難民に聞き取り調査ができた可能性がある点だ。フランス人やアフリカ人の研究者は政治的な理由上、ルワンダ難民の面談は難しいようだ。

本研究をさらに発展させるために、別の科研で引き続き難民帰還の研究を継続する予定である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 11 件)

武内進一「内戦後の土地問題とピネイロ諸原則—ルワンダ・ブルンジの比較から」『国際法外交雑誌』査読有、117(1)巻、2018、181 - 199

杉木明子「ケニアにおける難民の「安全保障化」をめぐるパラドクス」『国際政治』査読有、190 巻、2018、114 - 129.

杉木明子「アフリカにおける強制移動民と「混合移動」 - ソマリアの事例から」『国際問題』査読無、662 巻、2017、25 - 37.

[学会発表](計 26 件)

— Masako Yonekawa, 'Refugee Repatriation and Peace Process: Motive and Nature of Repatriation of Rwandan Refugees (1990-2017)', 2018 年 11 月, International Peace Research Association, アハメダバード

— Masako Yonekawa, 'Rwandan Government' Motives to Repatriate Refugees and Their "Self-Protection," 2018 年 10 月, 日本平和学会, 龍谷大学

— Akiko Sugiki, 'Repatriation as the Most Preferred Durable Solution for Refugees? Its Impact on "Human Security" and Durable Peace', 2018 年 10 月, South African Association of Political Studies プレトリア大学

— Masako Yonekawa, 'Re-examining the Responsibility of the States' and the UNHCR's for Refugee Protection and Repatriation A Case Study of Present-Day Rwandan Refugees', 2018 年 8 月 International Humanitarian Studies Association, Institute of Social Studies (ハーグ)

- 杉木明子「難民の『帰還』をめぐる政治と安全保障 アフリカにおける紛争体験国の事例から」
2018年5月、日本アフリカ学会第55回学術大会 北海道大学

(図書)(計 12 件)

Masako Yonekawa, *Post-Genocide Rwandan Refugees, Why They Refuse to Return 'Home': Myths and Realities*, 2019年, Springer, p.150.

Judi Rever, *In Praise of Blood: Crimes by the Rwandan Patriotic Front*, Random House Canada, 2018, p.288.

米川 正子『あやつられる難民 政府、国連、NGO のはざままで』、2017年2月、ちくま新書、318頁。

その他 計5件

(産業財産権)

出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年:
国内外の別:

(その他)

ホームページ等

<https://hsandrefugees.wixsite.com/hsandrefugee>

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:村尾 るみこ

ローマ字氏名:MURAO, rumiko

所属研究機関名:立教大学

部局名:21世紀社会デザイン研究科

職名:助教

研究者番号(8桁):10467425

研究分担者氏名:新垣 修

ローマ字氏名:ARAKAKI, osamu

所属研究機関名:国際基督教大学

部局名:教養学部

職名:教授

研究者番号(8桁):30341663

研究分担者氏名:杉木 明子

ローマ字氏名:SUGIKI, akiko

所属研究機関名:慶應義塾大学

部局名:法学部(三田)

職名:教授

研究者番号(8桁):40368478

(2)研究協力者

研究協力者氏名:武内 進一

ローマ字氏名:TAKEUCHU, shinichi

研究協力者氏名:長 有紀枝

ローマ字氏名:OSA, yukie

研究協力者氏名:高橋 宗瑠

ローマ字氏名:TAKAHASHI, saul

研究協力者氏名:ハレル・ボンド バーバラ

ローマ字氏名:HARRELL-BOND, barbara

研究協力者氏名:レインツェンス フィリップ

ローマ字氏名:REYNTJENS, filip

研究協力者氏名:セバレンジ ジョセフ

ローマ字氏名:SEBARENZI, joseph

研究協力者氏名:トワギラムング ノエル

ローマ字氏名:TWAGIRAMUNGU, noel

研究協力者氏名:アヒムビシブウェ フランク

ローマ字氏名:AHIMBISIBWE, frank

研究協力者氏名:レバー ジュディ

ローマ字氏名:REVER, judi

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。